

アルミニウム合金造建築物の規模(延べ面積)による判定

50㎡以下

50㎡超

[独立型]
アルミニウム合金造の部分が
建物に付設しない独立建屋

[付設型]
アルミニウム合金造の部分が
住宅母屋に付設した建築物

条件適合の判断

YES〔四号建築物〕

NO

構造計算書の提出を必要としない建築物

告示第410号(607号)で定める
仕様規定に適合させた構造とする

構造計算書を必要とする建築物

ご注意事項)

- ・計算書対応商品を本カタログにてご確認の上、商品をご選定ください。
- ・特に、50㎡を超えかつ柱間距離が6mを超える建築物の計算書発行はできませんので、ご注意ください。